

令和5年1月16日

- 担当課：総務部税務課  
担当者：課長補佐(総括) 後藤 直子  
電話：029-301-2414 県庁内線 2427
- 担当課：総務部人事課(処分関係)  
担当者：課長補佐 神永 隆行  
電話：029-301-2278 県庁内線 2275

## 県税過誤納金の還付処理の遅延に係る職員の処分について

令和4年10月18日に記者発表いたしました、県税過誤納金の還付処理の遅延事案につきまして、当該職員に対し本日付で懲戒処分を行いました。

県民の皆様の県に対する信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げます。

今後、二度と同様の事案を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

### 1 事案の概要

#### (1) 事案を起こした職員

行方県税事務所 係長 59歳 男性

#### (2) 概要

職員が、県税の口座振込による過誤納金還付手続きにおいて、令和3年6月分から令和4年9月分までの口座番号等の誤りなどにより支払不能となった事案の再支払手続きを怠り、令和3年6月末から還付対象への還付金の支払いが行われていなかった。

- ・ 件数：54件(令和3年6月分～令和4年9月分 30社分)
- ・ 金額：23,683,300円(本税23,589,500円 還付加算金93,800円)

さらに、還付加算金については、支払いが遅延したことにより、上記金額に加え114,200円を追加で支払った。

### 2 処分

(1) 処分内容：減給3月

(2) 処分年月日：令和5年1月16日

(3) その他：

所属職員に対する指導監督が不十分であった責任を問うため、令和3年度及び令和4年度の行方県税事務所の所長及び次長兼総務課長計4名に対して「訓告」を行った。

### 3 今後の対応(再発防止策)

#### 【税務課】

- 各県税事務所の管理監督責任者に対し、過誤納金還付手続きの執行状況について定期的なチェックを指示し、適正な支出事務を徹底。
- 口座振込による県税過誤納還付金の支払不能事案の未処理状況を指定金融機関に随時確認し、県税事務所に対し未処理事案の適正な執行を指示。

#### 【県税事務所】

- 管理担当業務を定期的に入れ替えるとともに、複数職員によるチェック体制を整備し、適正な事務執行を確保。
- 口座振込による県税過誤納金還付金の支払不能事案の「管理簿」を作成し、所内関係課の複数職員による事務処理の進捗管理を徹底。